

ゴムブロック舗装に係る養生について

今年から、公園内にジョギングコースとしてゴムブロックの舗装が施されています。公園管理事務所の指導により、同舗装の破損を防ぐ為、出店部分（テント）にかかる舗装カ所をベニヤ板・シートで養生して使用します。

(養生に関しては事務局で負担します。)

水道設置をする企業は、水漏れ・油漏れを防ぐ為、さらにビニールシートを敷くなど、自社での養生も行って下さい。

※ゴムブロック舗装に係る進入禁止区域について※

出店部分にかからない舗装カ所の内、一部を進入禁止区域とします。同区域をカラーコーンを立てて警備員を配置しますので、車両の乗り入れは厳禁です。